

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会（第18回）-議事要旨

日時：平成26年9月17日（水曜日）13時00分～15時10分

場所：経済産業省本館 地下2階講堂

出席者

安念委員長、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、永田委員、松村委員、山内委員

オブザーバー

全国消費者団体連絡会 河野 事務局長

北海道生活協同組合連合会 山口 専務理事

日本商工会議所 青山 産業政策第二部担当部長

消費者庁 岡田 消費者調査課長

説明者

北海道電力株式会社 酒井 副社長執行役員

主な意見

消費者庁のチェックポイント

- 資料3の(17)に激変緩和措置について記載があるが、どういう意味か。例えば原価算定期間前半を下げて、後半上げるような形を意味しているのか、経営効率化等を行って料金審査の中で自主的に事業者が行うことを表明することを想定しているのか。
- 具体的に決まっているわけではなく、あくまでアイデアを検討してほしいというレベルの話である。
- 資料3の(21)の考え方については、泊原発が再稼働しない場合に原価算定期間内の再々値上げをさせない措置を想定しているということか。
- 前回口頭では再々値上げをしないと回答いただいたが、きちんとそれが確保されるかという趣旨である。

前提計画

- 需給想定を見直すことにより結果として料金単価が上がるため、今回の状況においては需給想定を見直さないということで良いか。（安念委員長）
- （異議なし。）
- 北海道の新エネについて、公聴会で意見をいただいた。太陽光の織り込み電力量について、前回よりも織り込んでいるとのことだが、平成26年度は前回よりも減少している。減少要因が記載されているが、分かった時点で織り込み量を増やす努力をしたのか。しっかり取り組むという努力を示して欲しい。
- 北海道の場合、今後さらに太陽光の導入量が増えていく想定である。ただし、500kWを超える太陽光発電については連係上70kWで制限しており、上限に達している。（北海道電力）

燃料費・単価

- 公聴会に参加させていただいたが、今回の値上げは二年連続のものであり、現場の切迫感が伝わってきた。また、今回の審査内容は限定されているものの、やはり前提となる経営努力には強い関心があった。最大の努力をされた上で、燃料の使用効率や、調達単価のようなものを含めて、原価について相当チャレンジングに考える方法もあるのではないか。

- 燃料費の単価については、前回委員長から提案があり、北海道電力からも反論があったので整理すべき。オプションとしては、(1)単価を見直さない、(2)増分の単価を見る、(3)根っこも含めて単価を見直すという方法がある。3つとも考えられないわけではないが、事務局側の説明のうち、(1)で単価を見直すことはできないとすることは制度の趣旨に反するという説明には納得している。一方、(2)でも(3)でも趣旨に反していないと思っているが、委員長の(3)に係るご懸念も十分理解でき、増分単価を見直す(2)案がいいのではないかと。北電からの反論は、(2)や(3)に帯する原理的な批判ではなく、(2)や(3)を採用しても、もとのものより下げるのは難しいと言っているだけだと理解。
- (2)案の場合において火力のトップランナーの際の一つの発想としては、火力平均のトップランナーを考える方法がある。しかし、そうすると石炭火力の割合が高いところがトップランナーになり、石炭火力をたくさん入れることが正しいといってしまうことになるので、それはいかがなものかと思う。そのため、方法としては燃種ごとに発電単価が安いところで査定するといったことではないか。増分のところだけを簡易に見ると考えれば十分合理的ではないかと。
- 一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2にある、「数量の変更に伴う燃料費の変動」とは、どう解釈すればよいのか。燃料費は単価×数量であると理解しているが、数量と燃料費のどちらを主として解釈すればよいのか。

→ 査定の対象は「燃料費の変動額」であり、省令上、単価を査定してはならないとは書かれていない。したがって、省令の解釈として数量のみを査定することも、単価等の数量以外の要素を織り込んで勘案することもどちらも問題ないと考えている。(事務局)

→ そういう判断であれば、数量×単価の両方の要素を判断できる事務局案(2)の考え方がいいのではないかと。公聴会においても、一回目の値上げ以上の最大限の経営努力を求める意見を多々受けている。どこで経営努力を織り込むかを考えたときに、燃料費で織り込む以外にないのではないかと。

- 燃料費の単価査定については、事務局が提案する増分の単価を見る方法で良いと思う。根っこも含めて単価を見直すとするのは解釈上困難であるとする。また、資料6スライド25の方法については、(3)は電源構成が違うところで平均を取ることで難しいのではないかと。また、当該トップランナー価格の選定については申請会社以外のものから行うということによいと思う。
- 増分単価も見直す事務局案が妥当かと思っているが、トップランナーで事務局案を作成していただきたい。
- 算定規則上、燃料費は数量×単価と定義されており、「数量の変更に起因する変動額」について、単価も考慮すべきというのは1つの考えである。一方で、数量のみで単価は考慮しないという考えもあり、現在の印象としても、解釈の仕方は両方有り得ると思っている。ただし、単価を査定対象としない場合には、最も簡単になる燃料調整費制度と同様の自動変動とはしなかったことの議論と、電気事業法第19条第2項で能率的な経営が規定されていることとの関係の議論がある。文言だけではなく、制度の趣旨をどう読むかによるのではないかと。(安念委員長)

→ 経済学の人間からすると、単価は数量の変更に応じて変動するものであり、単価を見るのは当然である。

→ 需要曲線のことなど、私も知ってはいる。次回までに改めて考えたい。(安念委員長)

- 燃料の数量が査定の対象になることは決まっており、もっと安い電源に置き換えることはできないのかという査定をするのは当然である。ただし、太陽光のように計画時から少なくなっている部分を元に戻すような査定をしておきながら、計画よりも大きくなりそうな部分はそのまま反映するという点について、事業者側から不満が出る可能性がある。それらの考え方は何か検討しなければならない。(安念委員長)

購入・販売電力料

- 資料8スライド17について、緊急時のために北本の連系線の容量を空けておく必要があるということだが、どれくらい空けておく必要があるのか。安い購入電力があるならば、例えば、東北の方から買うことも考えられると思うが、それを買ってもあまり影響がないものなのか。

→ 北本にはいくつかの役割があるが、一番大きな役割は、発電機が計画外に止まった際に、緊急的に北本から受電して周波数を安定させること。北本の容量は60万kWであり、仮に北海道最大の発電機70万kWが停止した際には、北本及び系統内の発電設備を用いて周波数を安定させることになる。冬場の供給力については、過去の事例をもとに発電所の停止トラブルを想定しても、安定供給に支障が出ないようにしている。例えば、先に10万kWを受電したとしても、トータルとしての供給力は60万kWに変わりはないので、いずれにしても供給力対策として北海道内から調達せざるをえない。(北海道電力)

- 取引所の活用について、質問したことになっているが、予備率は長期のことであることを確認しただけであり、これに対して回答はその場であった。それ以上の質問はしていない。そうすると、短期の断面が長期の断面より低いということは当たり前のこと。今回の資料を見ると、北海道電力が無理矢理論点に格上げしたと思っている。ここは料金の査定なので、北海道電力が実際に取引所にどれだけ出すかという意思決定は他にあるので、強制的に出さされるという性質のものではない。もし出てくるとすれば、システム改革の文脈で出てくることなので、その点は認識しておいていただきたい。そもそも8%の予備力が過大だと思っているので、これを受け入れがたいというのであれば、本当に質問がある。
- 今年の6～8月にマージンとして確保していた量を教えて欲しい。聞いているのは、長期断面の話ではなく、短期断面の話であり、翌日のスポットに間に合うようにマージンが回避された後のマージンの確保量を教えて欲しい。次に、マージンとして確保している量は、需要と電源の状況がわかってくるので、だんだん翌日のスポットに向けて解放していくことになると思うが、単機最大が倒れた際に、周波数を安定させる必要があることから、相当大きな量をマージンとして最後まで確保していると思っている。単機最大というものはマージンと瞬動予備力、すぐに道内で対応できるものを合わせたものだと思っている。そこで単機最大からマージンとして確保した部分を除いたものが、

8%を超えているのだとしたら、瞬動予備力のところまで食い込んで市場に出していることになるので、それは問題があることはわかるが、そのようなことが実際に過去3ヶ月間であったのか確認したい。

→ 瞬動予備力も含めてマージンを確保していることはその通り。また、長期に比べて、マージンの確保が減ってくることもその通り。短期としてどの程度マージンがあったかは手元にデータがない。質問は取引所にどれだけ出せるかということだと理解するが、結論的には、取引所に出して単機最大が落ちた際に発生する求償の方が得られる経費よりも大きくなる可能性があることから、単機最大を残した状態で運用している。（北海道電力）

• 安定供給のことではなく求償を指していた点は安心した。安定供給上で必要なのではないということをはっきり言っていたので、求償のところをマイナスにして考えていただいても結構である。まずは、北海道電力で単機最大がどれくらいの確率で落ちると思っているのかを示して欲しい。それから、それでも8%を確保しているが、8%のうちの3%を割り込むことは出来ないので、残りの5%分でカバーできるのがどれくらいなのかということを確認を考えて欲しい。次に、取引所に出しているインバランス料金について、どれくらいの確率で赤字になると思っているのかを示していただきたい。赤字になる確率、その場合の卸取引量の想定、3%の範囲内外のインバランス料金がどれくらいになるか明確に示した上で、利益よりもインバランス料金の方が大きくなるのが計算して出てくるのであれば、実質的には査定額を出さないと同じになる。いずれにせよ、安定供給のためではなかったということを知って安心した。

→ 火力発電所の停止率は5%程度と見ている。求償については、どれくらいの頻度で起こるかということも加味しないといけませんが、数日、求償を受けると数億円レベルの損失が出る。（北海道電力）

→ 数日、求償を受けるとは何を意味しているのか。

→ 誤解があったかもしれないが、時間数で言うと、という意味である。計画外停止した場合、取引所から調達するのにそんなに時間がかからないのではないかと意味だと理解していた。（北海道電力）

→ 単に1日分だけ（の求償）を指している。また、5%というのは、前日まで動いていたのに、翌日には止まるという確率か。

→ 通常は動いていた発電所がいきなり止まる確率である。取引をして、発電機が計画外停止をすると求償を受ける、それが何回なのかということになるが、2回、3回と求償を受けると利益分がなくなると評価している。（北海道電力）

→ 苫東厚真の最大機がどれくらいの確率で止まると思っているのか、そのときの取引量というのはどれくらいになり、この求償部分に従うと、3%の範囲内がいくらで、3%の範囲外がいくらになるかを示していただきたい。

→ 想定値になるので、こういった委員会の場で細かい金額を含めて出せるか検討させていただくが、回答はさせていただく。（北海道電力）

レートメーク

• 資料8スライド23にある料金メニューによって、消費者側から小さな努力であるが、北電が高い燃料を使わない様に協力できている。今回提示いただいたものは、新たな料金メニューではなく、既存メニューの時間を移動させるものであるが、どのように周知していくのか、また新メニューはどの程度理解され、利用されているのか。また、どの程度ピークシフト・ピークカットにどれだけ貢献しているのか教えてほしい。

→ 選択肢の拡大、負担の軽減を求める要望が多かったため、既存のメニューの時間をずらすことを提案した。時間帯別電灯は昼間と夜間に料金を分けており、普通は23時から8時間が標準で夜間料金であるが、時間帯を変更することが可能になっている。この加入件数については、22時から夜間電力にしている方は256万件のうち、約8%、24時からにしている方は17%になっている。ピーク抑制効果については、定量的データはないが全体の中で貢献している。（北海道電力）

公聴会関係

- 消費者にとっては全て経営責任だという意見もあった。燃料費単価の査定については議論があると思うが、大きな意味での経営責任の中で、どう査定していくかを考えていきたい。
- この前の公聴会では、今回の申請における値上げ幅は大きく、前回の値上げの時以上に、最大限経営努力を行っていただきたいとの声が大きかった。経営努力を求めることは、消費者の意識でもある。
- 心に残ったのは、公聴会で出た意見を審査委員会で反映して欲しいという思いがあったこと。そのために自分達はしっかり調べ、想いを受けとめて欲しいという気持ちから意見陳述をされていた。今回、事業を経営されている方からも陳述があり、その視点をしっかり受け止めていただきたい。また平成27年度までの短期の方針だけでなく、27年度以降の北海道電力の姿勢を知りたいという意見が多かった。
- 今回の公聴会では、消費者の方だけでなく事業者の方から、事業者の視点で経営努力をどう見ているかという厳しいご意見を承ったと思っている。また、事業者と消費者のコミュニケーションのかみ合わせの悪さも垣間見た。小委の中でも議論を深め、折り合うところを見つけていかないといけないと思う。

経営効率化

- 経営効率化を原資としてユーザーへの還元を考えてほしい。直接的に料金として還元するのか、間接的に自己資本への注入をとるのかは今後検討が必要であると思うが、現段階で北海道電力にお考えはあるか。（安念委員長）

→ 厳しい収支状況ではあるが、現在取り組んでいる経営全般にわたる経営効率化の成果も見込まれることから、値上げ実施後の一定期間は値上げ幅を圧縮する等の措置を講じたいと考えている。（北海道電力）

以上

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

最終更新日：2014年9月29日